

事 務 連 絡
平成30年7月10日

各都道府県市大気環境行政主管部（局）御中

環境省水・大気環境局大気環境課

平成30年7月豪雨の被災地におけるアスベスト飛散防止に関する
応急対応及び注意喚起に使用するチラシについて（周知）

「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成29年9月）」
では、建築物等の倒壊・損壊により露出した吹付け石綿は、飛散するおそれがある
ことから応急措置の対象とし、また、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火
被覆材についても、飛散防止の観点から応急対応の対象とすることが望ましい
としています。

マニュアルでは、確認調査の実施について、石綿含有建材に関する知識を有す
る技術者等の協力を得て石綿露出状況の調査を実施するよう示しているところ
であり、必要がありましたら、下記の団体においてご相談が可能ですので、ご連
絡ください。

- 一般社団法人建築物石綿含有建材調査者協会
TEL 03-6272-8745 FAX 03-6272-8746
- 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会
TEL 03-6809-4223 FAX 03-6809-4272

また、救護活動や障害物除去等を行う従事者に対して、石綿の施工箇所や外観
上の特徴等について注意喚起を行う際に活用できるよう、添付のとおりチラシ
を作成しましたので、参考にしてください。

環境省水・大気環境局大気環境課

担当：秋山、田渕

[TEL:03-5521-8293](tel:03-5521-8293)（直通）

E-mail: kanri-kankyo@env.go.jp

災害時のアスベスト飛散防止対策について

平成 30 年 7 月 日
(地方自治体名)

災害発生時に初動対応にあたる際には、建物の倒壊等によりアスベスト含有建材が露出している可能性があるため、以下の事項を参考に、アスベストの暴露防止に留意してください。

なお、吹付けアスベストなどが露出している状況を確認した場合は、地方自治体にご連絡ください。

1. 鉄骨造又は鉄筋コンクリート造の建築物について、

- ① 建築年が平成 7 年（1995 年）以前の建築物は、1%以上（昭和 50 年（1975 年）以前は 5%以上）のアスベストを含有する吹付け材が使われている可能性があるため、外観からの目視により飛散性アスベストの露出の有無を特に確認する。

※ ただし、平成 7 年以後の建築物であっても、0.1～1%のアスベストを含有している可能性がある。また、木造建築物であっても、飛散性アスベストを使用している可能性があるため、留意が必要。

- ② 断熱材や配管の保温材等についても、アスベストを含有するものが使用されていることがあるので、破損等の有無を確認する。

【アスベスト使用要注意箇所】

鉄骨造	鉄骨の耐火被覆（鉄骨全面に施工）
鉄骨造及び 鉄筋コンクリート造	機械室、ボイラー室、空調機室、電気室等 （石綿含有吹き付けの施工）
建築設備	空調機・温水等の配管（保温材）、 煙突等のライニング

- ③ その他アスベスト含有建材（成形板等）についても、建材の破損等により石綿が飛散するおそれがあることから、注意が必要。

2. 被災建築物の立入りについては、応急危険度判定の情報等を確認して対応にあたる。

3. 作業にあたっては、呼吸用保護具（防じんマスク）を着用する。

4. アスベストが飛散するおそれがある状況が確認された場合は、以下の応急措置を講じる。

- ・ビニールシート等での養生により、飛散防止を図る
- ・散水・薬剤等の散布を行い、湿潤化・固形化等の措置を行う
- ・養生・散水等が行えない場合は、最低限、石綿へのばく露を防ぐため、ロープ等によって立ち入り禁止とする。

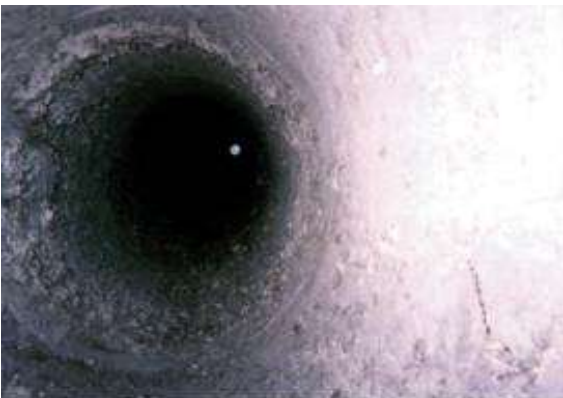
【アスベスト含有建材の例】



鉄骨造の梁・柱の耐火被覆



機械室の壁・天井の断熱



煙突の断熱材



保温材（配管等）



天井のスレート板

（地方自治体担当部局等）

直通：（TEL 番号）

代表：（TEL 番号）

担当者：〇〇 〇〇

（参考）環境省では、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（改訂版）」を作成・公表していますので、ご参考にしてください。

(http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html)